

多様な性に関する北九州市立大学の
基本方針と対応ガイドライン

2025 年3月策定

公立大学法人北九州市立大学

I. 基本理念

北九州市立大学では「北九州市立大学ダイバーシティ宣言」において、「地域の教育・研究・地域活動の拠点として、学生、教職員、地域住民をはじめとする、大学にかかわるすべての人々の多様性や個性を尊重し、ダイバーシティの推進に取り組むこと」を定めています。

この基本理念に基づき、本学は、個々の性別や性的指向、性自認に関わらず、学生及び教職員が互いに尊重し、安心して個性と能力を最大限に発揮できる環境の整備、誰もが不当な扱いを受けることのないような組織作り、お互いの人権を尊重し合い、誰一人取り残すことなく、みんなで協力し合える差別のない共生の場の構築に取り組めます。

II. 基本方針

北九州市立大学は、基本理念に基づき、その実現のための指針となる基本方針を次のとおり定めます。

- (1) 本人の個別の意思・選択を常に尊重すること。
- (2) 本人を交えて十分に話し合い、実現のあり方を考えること。
- (3) 全学の関係者が協力して実現に向けて取り組むこと。
- (4) 学生生活及び就業環境全般に関して合理的配慮を図ること。

III. ガイドラインの対象と範囲

このガイドラインは主に学生への対応を念頭に置いたものですが、教職員や本学への入学を考えている方についても同じ考え方が適用されます。支援の範囲は、学生については入学から卒業・修了までの学生生活全般に関する事項、進学・就職等に関する事項とします。教職員については、本学就業期間における就業上の事項とします。

IV. 対応ガイドライン

このガイドラインにおいては、多様な性に関する本学の基本方針に沿った対応を記載しています。今後、状況等の変化に応じて、改訂を適切に行うよう随時見直していきます。

1. 学生の皆さんに向けて

(1) 氏名・性別情報

① 通称名の使用

本学では、2014 年より通称名使用制度を運用しています。通称名使用が認められた場合には、学長より「通称名使用について」の文書が発行されますが、通称名と戸籍名の相違に関する説明責任や通称名使用によって被る不利益・不都合についてなど、通称名使用に伴う一切の責任は学生本人が負うことになりますので、しっかり考えた上で申請してください。

ア 通称名が適用される書類

- 入学手続き時に提出する書類全般
- 在学中の学籍管理に関するデータおよびデータに基づく書類全般
- 卒業後に発行する書類全般
- その他学籍管理に関するデータに基づく書類全般

イ 通称名使用にかかる相談窓口および提出書類

通称名使用を希望する学生は、学生相談室に相談してください。通称名使用を申請する場合には、通称名使用届(様式1)、戸籍上の氏名が確認できる書類(戸籍謄本等)、診断書(1部)が必要になりますが、保護者の同意・署名や診断書の取得が困難であっても、まずは学生相談室に相談をしてください。

※学生相談室：ひびきのキャンパスは「学務課学生係」と読み替える。

② 性別情報

性別情報の取扱いについては、当事者の意図しない形で公表されないことがないよう慎重に取り扱います。本学では「個人情報の保護に関する法律」及び「公立大学法人北九州市立大学個人情報保護管理規程」に基づき、個人情報の適正な取り扱いを確保しています。

③ 提出書類への性別情報の記入

本学に提出する書類のうち性別情報の記入を求めているものについては、記載の必要性を検討し、不要なものを順次削除していきます。

④ 性別の変更

学籍上の性別の変更は、戸籍上の性別が変更された場合に可能です。戸籍上の性別を変更した場合は、学生相談室にご連絡ください。

(2) 授業

① 授業におけるグループ分け

性別によるグループ分けが必要以上に行われないよう、また、その学生の性自認を尊重し、性自認に見合ったグループ分けを行うよう周知に努めます。

② 体育等の科目の履修

体育等の実技科目には、服装、用具等に男女別の要素がある科目があります。服装等について心配な方は、履修前にシラバス等の情報を確認のうえ担当教員等に相談してください。更衣室を利用する授業では、施設や設備の状況により必ずしも希望に沿えるとは限りませんが、個別対応を事前に相談することができます。

③ 実習の履修

実習受け入れ先の体制により必ずしも希望に沿えるとは限りませんが、教育実習や地域活動実習等で想定されるトイレや更衣室、服装等に関して、個別対応を事前に相談することができます。また、宿泊を伴う実習や授業、研修等もありますので、相談を希望される学生は、担当教員等にご連絡ください。

④ 呼称について

授業中の呼称において敬称をつける際には、性別で分けず、「～さん」等に統一することを全構成員に推奨します。外国語の授業における呼称についてもこれに準じます。事前の相談により本人の要望に沿った呼称にすること(たとえば Ms.ではなく Mr.や Mx.とする等)も可能です。

(3) 学生生活

① 定期健康診断について

健康診断の受診にあたり、何か心配な事やお困りの際は、事前に保健室に相談してください。お話をお伺いした上で、保健室職員が対応します。レントゲン等で更衣が必要な時は、保健室を利用することも可能です。受診時間帯の配慮もできます。

② トイレについて

男女別のトイレが使用しづらい学生は、男女共用の多目的トイレ(みんなのトイレ)を使用してください。多目的トイレのサインプレートについては、多目的であることが理解できるように表示の改善を進めています。

(4) 就職活動、インターンシップ等

① ダイバーシティを推進している企業の情報収集

キャリアセンターでは、企業におけるダイバーシティ推進の状況について情報収集を行っています。

② インターンシップ、就職活動

企業による本学への求人票等については、性別欄は廃止しています。また、インターンシップや就職活動時に企業へ提出する履歴書等の書類については、性別情報の記入が求められておりますが、記入の必要性を検討し、不要なものを順次削除していきます。(記入は任意)

③ キャリアカウンセラーによる相談

キャリアセンターでは、インターンシップや就職活動時、就職内定後の不安をはじめ、キャリアに関わる内容について、キャリアカウンセラーと相談し、ともに考えることができます。個別相談は予約制となっています。

(5) 留学

本学が実施している留学プログラムについては、企画元や協定校によって受け入れ状況が異なるため、必ずしも希望に沿えるとは限りませんが、支援を希望する場合は、国際教育交流センターに事前に相談してください。

(6) カミングアウトについて

カミングアウトが必要なときには、まず状況やカミングアウトする内容を整理することをお勧めします。大学の窓口や教職員に対してどう伝えればよいか迷う場合には、学生相談室に相談してください。

(7) アウティングについて

① アウティングの禁止

本人の性的指向や性自認について本人の同意なく周囲に伝えてしまうことを「アウティング」といいます。アウティングは、どのような意図・状況でなされたものであっても、当事者の人権を踏みにじる行為です。また、たとえ本人にカミングアウトの意思があったとしても、その範囲や方法に関して、本人の意図と異なる形で他人に伝えた場合は、アウティングにあたります。アウティングは当事者に多大な精神的苦痛を与え、対象となった人の居場所を奪うだけでなく、自死(自殺)といった最悪の結果を招きかねません。発言や行動には十分注意してください。

② アウティングの被害

アウティング被害に遭った場合や不安を感じている場合は、学生相談室に相談してください。

(8) 相談窓口

本学では、多様な性に関することを含め、学生の悩みや困りごとに対応する相談窓口として両キャンパスに学生相談室を設置しています。相談内容によっては、他の相談窓口を紹介し、連携して対応することもあります。事前に当事者の意向を確認した上で進めます。人間関係、大学生活、修学、ハラスメントに関すること等、多様な相談に対応しています。電話またはメール等でご連絡ください。プライバシーや名誉、人権を尊重し、秘密は厳守しますので、安心して相談してください。

2.教職員の皆さんに向けて

(1) 氏名・性別情報

① 氏名の変更

自認する性に基づき、通称名の使用を希望される方は、総務課人事係に相談してください。

② 性別の変更

戸籍上の性別が変更された場合は、総務課人事係に連絡してください。

③ 福利厚生

本学では、パートナーがいる教職員(地方自治体等によるパートナーとして証明する書類が発行された教職員)の福利厚生について、休暇、諸手当等の対応を行います。詳しくは総務課人事係に相談してください。

④ 性別情報の取り扱い

性別情報の取扱いについては、当事者の意図しない形で公表されないよう慎重に取り扱います。本学では「個人情報の保護に関する法律」及び「公立大学法人北九州市立大学個人情報保護管理規程」に基づき、個人情報の適正な取り扱いを確保しています。

(2) 定期健康診断

定期健康診断の受け方等について、個別対応を希望される教職員は、総務課人事係に連絡してください。

(3) 施設・学内環境

男女別のトイレが使用しづらい教職員は、男女共用の多目的トイレ(みんなのトイレ)を使用してください。多目的トイレのサインプレートについては、多目的であることが理解できるように表示の改善を進めています。

(4) 相談窓口

多様な性に関する困りごとについては、総務課に相談してください。ハラスメントに関する苦情の申し出や相談は、ハラスメント相談員に連絡してください。また、公立学校共済組合は健康相談事業として、組合員とその被扶養者向けに、電話や面談によるメンタルヘルス相談を行っていますので活用ください。

(5) アウティングの防止の推進について

本学では、授業や課外活動等、学生生活の諸場面において、アウティングが起きないように徹底を図ります。同時に、性自認・性的指向等の多様性についての正確な知識の普及に関わる啓発活動の推進に努めます。

(6) 入試について

本学への入学を希望される方、高校等の教育機関の担当者等からの受験上の配慮に関する相談について、個人情報の保護に努めつつ学内関係部署と連携して対応を協議します。

V. 基本用語の説明

- セクシュアリティ 性的な感覚をもったり、それを表現したりする能力。より一般的には、人が経験したり、表現したりする性的な感覚や行為、欲望のあり方などを指す。
- ジェンダー セックス(生物学的・形態学的・解剖学的に区分される性)との対比における社会的・文化的な性差。ある社会・文化のなかで、男性と女性とによって割り振られた社会的役割の違いや、それに対する文化的意味づけのあり方などが問題となる。
- LGBTQ Lesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシュアル)、Transgender(トランスジェンダー)、Queer/ Questioning(クィア/ クエスチョニング)の頭文字をとったもの。性的マイノリティをあらわす総称として使われることもある。
- 性的指向 人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。「異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)」、「同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)」、「性別が対象選択において優先性をもたない両性愛(バイセクシュアル)」、「無性愛(アセクシュアル)」、「全性愛(パンセクシュアル)」、「多性愛(ポリセクシュアル)」など。
- 性自認 自分の性別をどのように認識しているか、性別に関してどのようなアイデンティティを有しているかを示す概念(性同一性、ジェンダーアイデンティティ)。当人の性自認や当人がどの性別で生活を営むのかが、出生時に付与された性別と異なっている場合もあれば、一致している場合もある。異なっている場合を「トランスジェンダー」と、一致している場合を「シスジェンダー」と、それぞれ呼ぶことがある。
- SOGI Sexual Orientation and Gender Identity の頭文字をとったもの。日本語では「性的指向と性自認」と訳されることが多い。LGBTQ が特定のマイノリティの性的なあり方やそうしたマイノリティ集団を指す概念であるのに対して、SOGI は異性愛者やシスジェンダーの人を含むすべての人にかかわる包括的な概念。